

1. 教育・保育提供区域の設定

本市における教育・保育の提供区域は、市内全体を1圏域に設定します。

【圏域設定に対する国の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

2. 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育施設

<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となりました。 ・量の見込みと確保の方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は学校教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。 ・令和元年度現在、市内には保育所（園）が4箇所、幼稚園が3箇所、認定こども園が1箇所、届出保育施設（事業所内保育）が2箇所、企業主導型保育施設が3箇所あります。 ・平成24年より公立幼稚園1箇所、平成31年4月より新設の認定こども園1箇所ですべて3歳児保育を実施しています。
--

○教育施設

(単位：人)

施設名	定員	備考
宮田南幼稚園（公立）	70	
宮田北幼稚園（公立）	70	
若宮幼稚園（公立）	200	3歳児保育実施
宮若さくらこども園（私立・新設）	45	3歳児保育実施
合計	385	

○保育施設

(単位：人)

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
宮田保育園（私立）	12	24	30	30	32	32	160
福丸保育園（私立）	10	20	20	20	25	25	120
なないろ保育園（私立）	9	12	12	19	19	19	90
なないろ保育園2（私立・新設）	9	12	12	14	14	14	75
宮若さくらこども園（私立・新設）	15	30	30	30	40	40	185
合計	55	98	104	113	130	130	630

※宮田保育園は、定員150人から定員160人へ増員予定。

※設備基準（面積）で入所可能人数を算出しているため定員とは一致していない。

【量の見込みの算出方法について】

平成 27 年度以降の「①量の見込み」については平成 27 年度から平成 30 年度の実績をもとに国が示した手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を考慮しながら、一部補正を行って算出しています。

① 1号認定

3～5 歳児（保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分）

（単位：人）

		平成 30 年度 (2018 年度) (実績)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
① 量の見込み		176	178	170
② 確保の内容	特定教育・保育施設 (※1を除く)	380	385	385
	企業主導型保育施設 の地域枠	—	—	—
	確認を受けない幼稚 園(※1を除く)	—	70	70
	上記以外 ※1 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	181	530	508
過不足(②-①)		385	807	793
		令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
①量の見込み		162	159	158
② 確保の内容	特定教育・保育施設 (※1を除く)	385	385	385
	企業主導型保育施設 の地域枠	—	—	—
	確認を受けない幼稚 園(※1を除く)	70	70	70
	上記以外 ※1 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	483	475	470
過不足(②-①)		776	771	767
量の確保方策		<ul style="list-style-type: none"> ・市内公立幼稚園 3 園(若宮幼稚園のみ 3 歳児保育実施)市内の認定子ども園を計上しています。 ・平成 31 年 4 月開園の民間の認定こども園の園児数は、45 人としています。(3 歳児：15 人、4 歳児：15 人、5 歳児：15 人)。 ・市内の幼稚園の確保と量の見込みを比較して、過不足が生じていないため、確保数が不確定な近隣の私立幼稚園についても前計画と同様の幼稚園のみ計上しています。 ・他市町村委託内訳 直方市 16 人 鞍手町 49 人 新制度移行した近隣の私立幼稚園通園児 3 人(平成 30 年度実績) 		

② 2号認定

3～5 歳児（保育の必要性があるが、学校教育利用希望が強いもの、それ以外の保育所の利用希望が強いもの）

（単位：人）

		平成 30 年度 (2018 年度) (実績)		令和 2 年度 (2020 年度)		令和 3 年度 (2021 年度)	
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外
①量の見込み		406		505		487	
		0	406	75	430	75	412
②確保内容	特定教育・保育施設	396		473		482	
	企業主導型保育施設の地域枠	0		13		13	
過不足（②-①）		△10		△19		8	
		令和 4 年度 (2022 年度)		令和 5 年度 (2023 年度)		令和 6 年度 (2024 年度)	
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外
①量の見込み		468		462		459	
		75	393	75	387	75	384
②確保内容	特定教育・保育施設	482		482		482	
	企業主導型保育施設の地域枠	13		13		13	
過不足（②-①）		27		33		36	
量の確保方策		<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度より、私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 1 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所が新たに開設となりました。これにより、市内の保育施設は私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 4 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所となりました。 					

③ 3号認定

〇 歳児（保育の必要性あり）

（単位：人）

		平成 30 年度 (2018 年度) (実績)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
① 量の見込み		106	71	72
② 確保内容	特定教育・保育施設	45	58	60
	企業主導型保育施設の地域枠	—	11	11
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	—	—	—
	長時間預かり保育 運営費支援事業	—	—	—
過不足 (②-①)		△61	△2	△1
		令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
① 量の見込み		71	70	71
② 確保内容	特定教育・保育施設	60	60	60
	企業主導型保育施設の地域枠	11	11	11
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	—	—	—
	長時間預かり保育 運営費支援事業	—	—	—
過不足 (②-①)		0	1	0
量の確保方策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度より、私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 1 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所が新たに開設となりました。これにより、市内の保育施設は私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 4 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所となりました。 ・ 入所申込みの内 4 名は育児休業延長の為に申込みと想定し、申込み数から差し引きます。(平成 30 年度育休延長の申込み実績より) 		

1～2 歳児（保育の必要性あり）

（単位：人）

		平成 30 年度 (2018 年度) (実績)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
①量の見込み		255	254	251
②確保内容	特定教育・保育施設	222	227	241
	企業主導型保育施設の地域枠	—	24	24
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	—	—	—
	長時間預かり保育運営費支援事業	—	—	—
過不足（②-①）		△33	△3	14
		令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
①量の見込み		265	265	262
②確保内容	特定教育・保育施設	241	241	241
	企業主導型保育施設の地域枠	24	24	24
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	—	—	—
	長時間預かり保育運営費支援事業	—	—	—
過不足（②-①）		0	0	3
量の確保方策		<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度より、私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 1 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所が新たに開設となりました。これにより、市内の保育施設は私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 4 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所となりました。 ・令和 2 年度より支援センターの定員増加及び毎日利用可能に変更予定です。 ・入所申込みの内 1 名は育児休業延長の為の申込みと想定し、申込み数から差し引きます。（平成 30 年度育休延長の申込み実績より） 		

◆保育利用率の目標値

（単位：人）

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2021 年度)	令和 6 年度 (2022 年度)
3 歳未満児人口 (A)	635	632	652	650	647
保育利用者 (B)	320	336	336	336	336
保育利用率 (B/A)	50.39%	53.16%	51.53%	51.69%	51.93%

3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。 令和元年度現在、全4保育所（園）、認定こども園1箇所にて実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 30年度 (2018年度) (実績)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
① 量の見込み	248	224	233	233	233	233
② 確保の内容	248	224	233	233	233	233
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	・2号、3号の認定者の増加と連動して利用者の増加が見込まれます。ニーズに対応した供給体制を整えます。					

※「①量の見込み」及び「②確保の内容」は、市外の保育所利用者は含んでいません。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業内容】

- ・保護者の勤務等の都合により、昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。
- ・令和元年度現在、5箇所を実施しています。運営については、宮若市社会福祉協議会に委託しています。

(単位：人)

学童名	定員	備考
宮田南学童保育所	45	
宮田北学童保育所	80	
宮田学童保育所	45	
宮田東学童保育所	45	
宮若西学童保育所	120	
合計	335	

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 30年度 (2018年度) (実績)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
① 量の見込み	220	252	255	251	250	242
1年生	72	74	79	70	70	69
2年生	48	55	60	63	57	57
3年生	49	50	47	51	54	48
4年生	33	46	44	43	46	44
5年生	13	17	15	15	14	15
6年生	5	10	10	9	9	9
②確保の内容	335	335	335	335	335	335
過不足(②-①)	115	83	80	84	85	93
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズが高くなってきている状況です。長期休暇中のみの利用など様々なニーズに対応した供給体制を検討していきます。 ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していきます。 ・宮若西学童保育所について、若宮小学校跡地利活用計画に基づき、整備します。 ・(仮称)光陵学童保育所について、宮若市学校等整備計画書(宮若東中学校区小学校編)に基づき、整備します。 					

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病等の理由により子どもの養育が困難になった場合に、一定期間（一週間程度）児童福祉施設等において児童を預かる事業です。 ・令和元年度現在、市外 2 箇所の施設に委託し実施しています。

施設名	所在地	対象
鞍手乳児院	鞍手町大字新延 448 番地 11	2 歳未満
児童養護施設 報恩母の家	岡垣町海老津 3 丁目 8-1	2 歳～18 歳未満

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）

	平成 30 年度 (2018 年度) (実績)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
①量の見込み	85	29	28	28	28	28
②確保の内容	10	29	28	28	28	28
過不足 (②-①)	△75	0	0	0	0	0
量の確保方策	・保護者の疾病や出産等により緊急時に対応できるよう実施していきます。					

※人日＝利用意向率×利用意向日数

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て不安に対する相談や援助の実施、親子の交流の場の提供、講習会等の実施など、地域の子育て家庭への支援拠点となる取り組みを実施しています。 ・令和元年度現在、3 箇所で実施しています。

施設名	開催場所	開設年月
子育て支援センターさくらんぼ	旧さくら幼稚園内	平成 21 年 4 月
子育て支援センターたんぽぽ	図書館リコリス内	平成 24 年 5 月
子育て支援センターたけんこ	若宮幼稚園内	平成 25 年 4 月

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人回）

	平成 30 年度 (2018 年度) (実績)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
①量の見込み	4,665	4,525	4,412	4,378	4,337	4,313
②確保の内容	4,665	4,525	4,412	4,378	4,337	4,313
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・現行通り実施していきます。 ・子育て支援センターのひろば利用については特に定員を設けていません。 ・ニーズに対応した供給体制を整えます。 					

※人回＝利用意向率×利用意向回数

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- 普段、家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に一時的に保育を行います。
- 量の見込みは、「一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）」と「一時預かり事業（その他）」に分けて算出することとされています。

1) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

【事業内容】

- 幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- 預かり保育は、令和元年度現在、幼稚園 1 箇所、認定こども園 1 箇所で開催しています。

施設名	備考
若宮幼稚園	預かり保育は週 2 回まで利用可能
宮若さくらこども園	預かり保育は週 5 日まで利用可能

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	平成 30年度 (2018年度) (実績)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
①量の見込み	181	530	508	483	475	470
1号認定による 利用	181	530	508	483	475	470
2号認定による 利用	—	—	—	—	—	—
②確保の内容	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
一時預かり事業 (幼稚園I型)	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
上記以外(私学助成 (預かり保育推進事 業)による預かり保育、 幼稚園における長時間 預かり保育運営費新事 業による3～5歳児の 受入れ等)	—	—	—	—	—	—
過不足(②-①)	2,019	1,670	1,692	1,717	1,725	1,730
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズが高い状況ですが、保育の必要性のある方以外のニーズが高い状況です。 ・平成30年度は新制度に移行した私立幼稚園へ通園する園児のうち、一時預かり事業を利用した園児はいません。 ・令和2年度より、若宮幼稚園における預かり保育の週5回実施について検討します。 (確保の内容：算出根拠) 市内幼稚園：10人(1日あたり)×5日×4週間×11ヶ月＝2,200人 ・平成30年4月に宮若東中学校区の3歳児教育を実施したさくら幼児園利用者の預かり保育の需要は10人程度でした。平成31年4月に開園した市内の民間認定こども園の預かり保育は、現在、1月あたり延べ日数が、10人程度となっています。 ・今後、幼稚園の無償化に伴い、幼稚園I型(市外)及びそれ以外の実態の把握が想定された場合、実態に即した見直しを行うことも検討します。 					

※「①量の見込み」の平成30年度(実績)は、市内の公立幼稚園のみの実績値です。

2) 一時預かり事業 (その他)

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での一時預かり、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）などによる一時預かり事業です。
- ・令和元年度現在、支援センター2箇所で一時預かり事業を実施しています。

○一時預かり事業

(単位：人)

施設名	定員	備考
子育て支援センターさくらんぼ	5	令和2年より定員15人に増加予定
子育て支援センターたけんこ	5	

○子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)

施設名	所在地	対象
鞍手乳児院	鞍手町大字新延 448 番地 11	2 歳未満
児童養護施設 報恩母の家	岡垣町海老津 3 丁目 8-1	2 歳～18 歳未満

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	平成 30年度 (2018年度) (実績)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,694	1,642	1,601	1,588	1,573	1,565
②確保の内容	2,690	5,620	5,615	5,620	5,620	5,620
一時預かり事業 (在園児対象型を 除く)	2,680	5,610	5,605	5,610	5,610	5,610
子育て援助活動 支援事業(ファミ リ-サポ-センタ-)	0	0	0	0	0	0
子育て短期支 援事業(トワイ ライトステイ)	10	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	996	3,978	4,014	4,032	4,047	4,055
量の確保方策	<p>・ニーズが高くなってきている状況です。ニーズに対応した供給体制を整えます。</p> <p>(確保の内容 算出根拠：一時預かり事業) R2・R4・R5・R6 さくらんぼ：15人(1日あたり)×293日=4,395人日 たけんこ：5人(1日あたり)×243日=1,215人日 } 計 5,610人日</p> <p>(確保の内容 算出根拠：一時預かり事業) R3 さくらんぼ：15人(1日あたり)×293日=4,395人日 たけんこ：5人(1日あたり)×242日=1,210人日 } 計 5,605人日</p>					

(6) 病児保育事業

【事業内容】

- ・保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育する事業です。
- ・令和元年度現在、近隣市町村と連携し、1箇所を実施しています。

○病児保育事業

施設名	所在地	対象
病児・病後児室 メリーハウス（鞍手乳児院付設）	鞍手町大字新延 448 番地 11	概ね生後 4 ヶ月～小学校 6 年生

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	平成 30 年度 (2018 年度) (実績)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
①量の見込み	57	56	59	58	57	57
②確保の内容	586	586	586	586	586	586
過不足 (②－ ①)	529	530	527	528	529	529
量の確保方策	<p>・近隣市町村と連携し、ニーズに対応した供給体制を整えます。 (確保の内容 算出根拠) メリーハウス定員 9 人/日 2 市 2 町での共同実施のため、1 市当たりの定員 9 人/日 ÷ 4 = 2.25 ≒ 2 人/日 R2～R6 2 人/日 × 293 日 = 586 日</p>					

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〔就学児〕

<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、子育てについての助け合いを行う事業です。 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。 ・市内にファミリー・サポート・センターはありません。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）

	平成 30年度 (2018年度) (実績)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
①量の見込み	—	—	—	—	—	—
②確保の内容	—	—	—	—	—	—
過不足（②－ ①）	—	—	—	—	—	—
量の確保方策	・実施の予定はありません。					

(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

(9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。
--

(10) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談対応等の支援を行う事業です。
- ・令和元年度現在、母子保健型について1箇所実施しています。

○利用者支援事業

施設名	所在地	対象
保健センターパレット	宮若市金生 1064 番地 1	妊娠期～子育て期

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)

	平成 30年度 (2018年度) (実績)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
基本型・特 定型	—	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
基本型・特 定型	—	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1	1
過不足 (②－ ①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度より事業を実施しています。 ・妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師などが専門的な見地から相談支援等を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整えます。 					

(11) 妊婦健康診査

【事業内容】
<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する妊婦を対象に、妊婦健康診査補助券を交付し、母子の妊娠経過などの確認のため、受診について勧奨しています。 妊娠期間中 14 回分の健診費用の助成を行い、妊婦健診の受診を促進しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 30年度 (2018年度) (実績)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
①量の見込み	315	267	270	267	265	266
②確保の内容	315	267	270	267	265	266
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行通り実施していきます。 ・ ニーズに対してはすべて対応していきます。 					

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】
<ul style="list-style-type: none"> 子育ての孤立化を防ぎ、居宅にて様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行うために、生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師等が訪問します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 30年度 (2018年度) (実績)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
①量の見込み	205	215	217	215	213	214
②確保の内容	205	215	217	215	213	214
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行通り実施していきます。 ・ ニーズに対してはすべて対応していきます。 					

(13) 養育支援訪問事業

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 30年度 (2018年度) (実績)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
①量の見込み	68	69	69	69	68	68
②確保の内容	68	69	69	69	68	68
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	・ニーズに対してはすべて対応していきます。					

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園の普及の推進

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労の有無にかかわらず施設を利用できることや適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保できることにおいて評価を得ています。

また、認定こども園は、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業等の実施に努めるものとされていることから、地域における身近な子育て支援の提供につながります。

今後においても、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、既存施設を最大限に活用した保育需要への対応や子育て支援の充実を図る視点から、認定こども園の普及を推進します。

5. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

(1) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などについて、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、また就学前施設に関する相談窓口を設けるなどの子育て支援を行います。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行います。また、保護者の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなどの子育て支援を行います。

(3) 保幼小連携の取り組みの推進

近年の少子化傾向の影響を受け、コミュニケーション能力の不足や人とのかかわりが消極的な子どもが少なくない状況が見られます。これらは、地域の同世代の仲間とかかわる体験や集団の中で社会性を育むという経験が少なくなっていることが考えられます。一人ひとりの幼児の育ちを大切にしながら、主体的にたくましく生活していく幼児を育てることを柱に掲げ、小学校へともに進学する幼稚園児、保育所児の教育・保育を通して、保幼小の段差をなめらかにしていく取り組みを大切にしています。

(4) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者、社会保険労務士等の専門家を活用し、特定教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図ることを推進します。

(5) 特定教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

各法令等に基づき特定教育・保育施設等を実施する必要がある複数の指導監督等について、都道府県及び市町村との連携を図り、監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるよう取り組みます。

(6) 特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の推進

各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう「幼稚園における学校評価ガイドライン」、「保育所における自己評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の周知、各地域における評価実践の優良事例の共有を図るよう推進します。

(7) 幼児教育アドバイザーの育成・配置

教育・保育者の資質の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、特定教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、教育環境の改善等について助言等を行う者(幼児教育アドバイザー)を育成・配置することを推進します。

(8) 保育充実事業の取組

保育園入所を希望する児童が増加傾向にあるため待機児童解消に向けた受け皿拡大と保育の質の向上を図るため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援事業に関する事業について、検討します。

(9) 子どものための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討します。

(10) 児童虐待防止対策の取組

子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を引き続き推進していきます。また、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市子ども家庭総合支援拠点の整備の検討、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市の情報共有等、児童虐待防止対策に取り組みます。